

確定申告は 不要? 必要?

押さえておきたい

ふるさと納税ワンストップ特例制度の注意点

人気を博している「ふるさと納税」。

4月からは「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まったことで利便性が増したものの、特例制度利用の適否について間違った理解をしているお客さまもいるようです。

そこで本特別企画では、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の概要や、利用できる人・できない人など、FPが押さえておきたい点を解説します。

※本稿では、わかりやすさを重視したため復興特別所得税は考慮していない。

Q1

平成27年4月から始まった「ふるさと納税ワンストップ特例制度」って何?



平

成27年度税制改正により「ふるさと納税」の手続

きが簡素化されている。具体的には、従来「ふるさと納税」を行った場合には、確定申告をすることにより節税メリットを受けることになっていたので

が、平成27年4月以降、ふるさと納税先の自治体が5カ所以内なら、自治体に事前申請するなどの条件の下、確定申告を行うことなく節税メリットを受けられることになった。これが「ふるさと納税ワンストップ特例制度」である。

ただし、この制度を利用するには、①平成27年4月以降に行った、②納税先の自治体が5カ所以内である、のほかに以下の

- と通りの前提条件がある。
- ③給与所得者など確定申告を行う必要がない者である
- ④給与の受給先が1カ所である
- ⑤年収が2000万円以下である
- ⑥「寄附金税額控除に係る特例申請書」を平成28年1月10日までに提出している

住所が変わった場合は要注意

なお、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を活用した場合、所得税から税の減額が行われることはなく、全額、翌年の住民税から減額される。

住民税は、前年の所得の状況に応じて、翌年の1月1日の住所地の自治体から課税されるの

Q2

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があるから確定申告は不要でしょ?!



ふるさと納税ワンストップ特例制度」があるので確定申告は不要ではないか、と考える人も多い。

しかし、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を活用できる人はQ1のとおり制約があるので、それを裏から解釈していくと「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が活用できない人もいるということになる。

まず、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は平成27年4月以降から開始された制度であるため、平成27年1月から3月までの間にふるさと納税をした場合は活用できない。仮に1月と5月にふるさと納税を行った場合は、5月の寄附

も含めて確定申告を行う必要があるのに注意したい。

また、寄附をした自治体の数が5カ所以内ということは、寄附をした自治体の数が6カ所以上になると活用できないということになる。

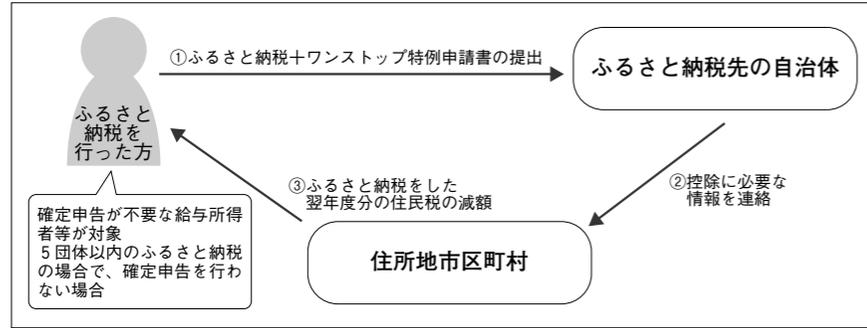
反対に、ひとつの自治体に複数回寄附しても、それは1カ所というカウントとなるので注意したい。

自営業者などは活用不可

また、確定申告を行わなければならない、あるいは確定申告を行ったほうがよいという人も、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を活用できない人ということになる。

- 主なケースは以下のとおりだ。
- ①給与が2000万円を超える
 - ②給与の受給先が複数あるといった確定申告対象者
 - ③自営業者や不動産の賃貸収入があるといった確定申告対象者
 - ④一般口座で株式の取引がある
 - ⑤「医療費控除を行いたい」あるいは「住宅ローン控除の初年度適用を行いたい」といった確定申告をしたほうが有利になる者
 - ⑥上場株式等での取引を簡易申告口座で行っており、上場株式等の譲渡で生じた損失を活用したほうが有利になる者
 - ⑦配当控除を受けたなど確定申告を行ったほうが有利になる者
 - ⑧①～⑦のような場合、ふるさと納税の手続きだけ確定申告から切り離して行うことはできず、確定申告手続きの中でひっくるめて行うこととなる。

図表1 ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合のイメージ図



(総務省ホームページより)

で、「寄附金税額控除に係る特例申請書」を提出以後、住所が変更となった場合には「寄附金税額控除に係る特例申請事項変更届出書」の提出が必要となる。